



宮 崎 県 公 報

平成28年10月17日（月曜日） 第 2838 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……（行政経営課） 1

告 示

○保安林の指定予定の通知（6件）……（自然環境課） 2

○道路の区域の変更（2件）……（道路保全課） 3

○道路の供用の開始……（道路保全課） 3

○土砂災害警戒区域の指定……（砂防課） 4

○土砂災害特別警戒区域の指定……（ " ） 4

公 告

○公共測量の実施の通知……（管理課） 4

病 院 局 公 告

○落札者等の公告（4件）…… 4

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第72号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
<p>（医療業務課）</p> <p>第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（12） [略]</p> <p>（13） 医療審議会、准看護師試験委員、麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関すること。</p> <p>（14） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 看護大学法人化準備室においては、第1項第14号に掲げる事務のうち地方独立行政法人化に関する事務を分掌する。</p> <p>（名称等）</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県薬事審議会</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県薬事審議会	[略]		[略]			<p>（医療業務課）</p> <p>第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（12） [略]</p> <p>（13） 医療審議会、准看護師試験委員、麻薬中毒審査会、薬事審議会及び宮崎県地方独立行政法人評価委員会に関すること。</p> <p>（14） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 看護大学法人化準備室においては、第1項第13号に掲げる事務のうち宮崎県地方独立行政法人評価委員会に関する事務及び同項第14号に掲げる事務のうち地方独立行政法人化に関する事務を分掌する。</p> <p>（名称等）</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県薬事審議会</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県地方独立行政法人評価委員会</td> <td>地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第11条第 2 項第 1 号の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務</td> <td>福祉保健部医療業務課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県薬事審議会	[略]		宮崎県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第11条第 2 項第 1 号の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	福祉保健部医療業務課	[略]		
名 称	担 任 事 務	主管部課																										
[略]																												
宮崎県薬事審議会	[略]																											
[略]																												
名 称	担 任 事 務	主管部課																										
[略]																												
宮崎県薬事審議会	[略]																											
宮崎県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第11条第 2 項第 1 号の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	福祉保健部医療業務課																										
[略]																												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 662号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字井戸内 104-1、字長藪 109-9、110-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字井戸内 104-1・字長藪 109-9・110-5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 663号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字北牧原 26650-1、26679
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字北牧原 26650-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 664号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字大藪 530-50・530-52（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大藪 530-50・530-52（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 665号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字丸野 649-23
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字丸野 649-23（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 666号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字渡内5490-5（次の図に示す部分に限る。）、5489-8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字渡内5489-8・5490-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 667号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字出羽2050-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字出羽2050-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 668号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成28年10月17日から平成28年10月31日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	宮崎市高岡町浦之名字古宮田1036番1地先から同市同町浦之名同字1036番1地先まで	旧	19.0～29.2	15.5
				新	26.0～39.9	15.5

宮崎県告示第 669号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年10月17日から平成28年10月31日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町飯田字井ノ上398番4地先から同市同町飯田字川骨ノ前258番3地先まで	旧	9.0～10.6	97.0
				新	9.0～33.0	97.0

宮崎県告示第 670号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年10月17日から平成28年10月31日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	宮崎市高岡町浦之名字古宮田1036番1地先から同市同町浦之名同字	平成28年10月17日

		1036番1地 先まで	
--	--	----------------	--

宮崎県告示第 671号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
えびの市	六の下谷川	05-209-1-033	土石流
	大河平1	05-209-1-037	土石流
	大河平谷川	05-209-1-038	土石流
	有島谷川	05-209-1-046	土石流
	久保原	I-1-0837	急傾斜地の崩壊
	二八ノ下	I-1-0838	急傾斜地の崩壊
	榎田	I-1-0839	急傾斜地の崩壊
	大河平	I-1-2285	急傾斜地の崩壊
	終野	II-1-5416	急傾斜地の崩壊
	川上-1	II-1-5418	急傾斜地の崩壊
	川上-2	II-1-5419	急傾斜地の崩壊
	有島-1	II-1-5434	急傾斜地の崩壊
	熊坂	II-1-5441	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 672号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
えびの市	六の下谷川	05-209-1-033	土石流
	大河平1	05-209-1-037	土石流
	大河平谷川	05-209-1-038	土石流
	有島谷川	05-209-1-046	土石流
	久保原	I-1-0837	急傾斜地の崩壊
	二八ノ下	I-1-0838	急傾斜地の崩壊
	榎田	I-1-0839	急傾斜地の崩壊
	大河平	I-1-2285	急傾斜地の崩壊
	終野	II-1-5416	急傾斜地の崩壊
	川上-1	II-1-5418	急傾斜地の崩壊
	川上-2	II-1-5419	急傾斜地の崩壊
	有島-1	II-1-5434	急傾斜地の崩壊
	熊坂	II-1-5441	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成28年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 作業地域
日南市大字益安、大字平野の一部
- 3 作業期間
平成28年9月30日から平成28年12月16日まで

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年10月17日

県立延岡病院長 柳邊安秀

1 落札に係る物品等の名称及び数量 X線撮影装置 一式	県立日南病院長 峯 一 彦
2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2丁目1番地10	1 落札に係る調達件名 県立日南病院清掃業務
3 落札者を決定した日 平成28年9月13日	2 契約に関する事務を担当する部局等 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
4 落札者の氏名及び住所 株式会社アステム宮崎営業部 宮崎県宮崎市江平中町5番地1	3 落札者を決定した日 平成28年9月16日
5 落札金額 36,504,000円	4 落札者の氏名及び住所 つやげん九州株式会社 都城市宮丸町3048番地1
6 一般競争入札の公告を行った日 平成28年7月28日	5 落札金額 55,728,000円
	6 一般競争入札の公告を行った日 平成28年8月1日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年10月17日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

1 落札に係る調達件名 県立宮崎病院本館等清掃業務
2 契約に関する事務を担当する部局等 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
3 落札者を決定した日 平成28年9月12日
4 落札者の氏名及び住所 株式会社中央ビルファシリティーズ 宮崎市錦町5番42号
5 落札金額 129,081,600円
6 一般競争入札の公告を行った日 平成28年8月1日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年10月17日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

1 落札に係る調達件名 県立延岡病院本館等清掃業務
2 契約に関する事務を担当する部局等 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10
3 落札者を決定した日 平成28年9月23日
4 落札者の氏名及び住所 株式会社日本衛生公社宮崎 宮崎市船塚2丁目1番地1
5 落札金額 76,680,000円
6 一般競争入札の公告を行った日 平成28年8月1日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年10月17日

--	--